随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和5年4月6日	
契 約 件 名	ヘリウム液化機及び関連機器の解体及び搬送　一式	
契 約 金 額	9,977,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市川崎区小島町6-2 大陽日酸（株）	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第三係 ℡ 029－864－5169	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第１項第一号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	低温試験の能力を向上させるため、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という)から不要となったヘリウム液化機及び関連機器の譲渡を受け、当機構つくばキャンパス内STF棟に移設することとなった。本契約は当該ヘリウム液機及び関連機器について、産総研での解体及び当機構つくばキャンパスへの搬送作業を実施するものである。	
随意契約の理由	本件を行うためには、当該ヘリウム液化機の立体的な配管の取り回しや回路等の設計資料を有していることが必要である。また、当該機器は高圧ガス設備に接続されたガス設備に該当するため、残された機器に影響を及ぼさないように技術的、法的な整合性に考慮して作業を行う必要がある。当該ヘリウム液化機は、スイスのLinde社製の製品で、日本の代理店として大陽日酸株式会社が産総研に納入したものであり、本業務のために必要な資料は同社しか有していない。また、、同社は当該機器の設計を熟知しており、かつ輸送をした経験も有しているのでこの作業を安全かつ確実に実施することができる。これらを総合的に判断した結果、本件を行うことができるに足る技術及び信頼性を有する企業は、大陽日酸株式会社をおいて他にはない。	